

# 第3次猪名川町地域福祉計画

## － 概要版 －

(令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度))

### 計画の策定にあたって

少子高齢化の進行や家族形態の変化、情報化社会の進展など、社会は著しく変化しています。地域や家庭においても、つながりの希薄化により地域や福祉への関心の低下がみられることから、不安や悩みを抱え、支援を必要としている人が地域に潜在化してしまう恐れがあります。

このような中、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、すべての地域住民が役割を持ち、活躍できる「地域共生社会」の実現が喫緊の課題となっています。そして、「地域共生社会」の実現にあたっては地域福祉の推進が必要不可欠となります。

本町では第2次計画が平成31年度(2019年度)をもって終了することから、国の動向や本町の地域福祉を取り巻く現状と課題を踏まえ、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)を計画期間とする「第3次猪名川町地域福祉計画」(以下、「本計画」という)を策定します。

### 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)を目標年度とする5か年計画とします。

なお、社会情勢の変化や関連諸計画との整合性を図りつつ、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 計画の基本的な考え方

#### 基本理念

つながりで育む 地域づくりをめざして

#### 基本目標

1. 地域福祉の意識とつながりづくり
2. 地域や福祉の担い手育成・支援
3. 包括的な支援体制の構築
4. 安全・安心な環境づくり



## 施策の展開

### 基本目標 1. 地域福祉の意識とつながりづくり

#### 基本施策 1 地域福祉の意識づくり

地域福祉の推進に向けて、一人ひとりが福祉や人権に関心を持ち、正しい知識や認識をもつことができるよう、子どもから高齢者まで生涯にわたって福祉・人権教育に取り組むことができる環境づくりを行います。

地域福祉に関する広報・啓発活動を通じて、一人ひとりが「地域」や「福祉」を「我が事」として捉え、地域での助け合いへと繋げることができるような意識づくりに取り組みます。

【具体的な取り組み】 1. 福祉・人権教育の推進 2. 広報・啓発活動の充実

#### 基本施策 2 交流・社会参加の機会の充実

地域でのつながりの醸成に向けて、身近な地域で気軽に集い、様々な人と交流することができる機会・場づくりに取り組みます。

社会・地域で孤立する人を生みださないよう、地域で定期的・継続的に集うことのできる居場所づくりを促進します。

【具体的な取り組み】 3. 多様な交流の機会づくり 4. 地域における居場所づくり

### 基本目標 2. 地域や福祉の担い手育成・支援

#### 基本施策 1 地域福祉の担い手の発掘と養成

地域活動・地域福祉に取り組む団体の周知や、講座の開催を通して、新たな担い手の確保に取り組めます。また、条件が合えば参加する可能性が高まる住民も多くいることから、無理のない範囲で参加ができる仕組みづくりや、興味のある活動に気軽に取り組めるような機会づくりに努めます。

【具体的な取り組み】 5. 担い手の発掘・確保、育成 6. 福祉を担うリーダーの確保・育成

#### 基本施策 2 地域活動・地域福祉に取り組む団体の活性化と連携

地域活動・地域福祉に取り組む団体の活性化に向けて、活動団体の周知や活動団体間での連携促進、活動に有益な情報提供等に取り組めます。

担い手の負担も課題となっていることから、より活動しやすい環境づくりに向けて、情報提供や相談対応、助成制度の実施などの支援に努めます。

【具体的な取り組み】 7. 地域活動・地域福祉に取り組む団体の周知  
8. 当事者組織の育成・支援 9. 活動しやすい環境づくりへの支援

### 基本施策3 地域活動・地域福祉に取り組む団体への支援

地域活動・地域福祉に取り組む団体に対し、既存施設等を活用しながら地域活動の拠点づくりを行い、より効果的で継続的な活動ができるよう支援を行います。

【具体的な取り組み】10. 地域活動の拠点づくりへの支援

## 基本目標3. 包括的な支援体制の構築

### 基本施策1 地域における見守り体制の構築

何らかの支援を必要とする人・世帯が地域で潜在化・孤立しないよう、地域での声掛けや見守りの体制を構築するとともに、地域での気づきを適切な支援につなぐことのできるネットワークづくりに取り組みます。

【具体的な取り組み】11. 地域での声掛け・見守りの促進  
12. 地域の見守りネットワークづくりの促進

### 基本施策2 相談支援機関の連携体制の構築・強化

80代の高齢の親と就労していない50代の子が同居している世帯、いわゆる8050世帯や介護と育児に同時に直面するダブルケアなどの複合的な課題や、ひきこもりやゴミ屋敷などの既存の福祉サービスだけでは対応が困難である制度の狭間の問題への対応に向けて、関係団体・機関のなかで支援が必要な人の情報や地域の課題を共有し、取り組みを検討・推進するための場・仕組みづくりを進めます。

また、支援を必要とする人が潜在化せずに、適切な支援・サービスにつながるよう、各相談窓口の充実・支援を図るとともに、分野を超えた総合的な相談支援体制の構築に取り組みます。

【具体的な取り組み】13. 身近な地域の相談体制の充実  
14. 総合的・包括的な相談支援体制の構築・強化

### 基本施策3 権利擁護に関する支援の充実

ひとり暮らしの高齢者や認知症のある人などの権利が守られ、その人らしい生活を送ることができるよう、権利擁護に関する制度の周知・啓発や各種関連機関との連携による権利擁護の支援に取り組みます。

また、虐待やDVの早期発見と解決に向けて、相談先の周知や相談支援の充実を図ります。

【具体的な取り組み】15. 成年後見制度等の利用促進 16. 虐待の早期発見体制の強化

## 基本目標 4. 安全・安心な環境づくり

### 基本施策 1 福祉サービスの質の向上

福祉サービスの適切な利用促進に向けて、利用者のニーズに応じたサービスのあり方を検討していくとともに、多様な機会・媒体を利用した情報提供に努めます。

- 【具体的な取り組み】 17. サービスの質の向上・適正配置  
18. 福祉サービスの情報公開の推進

### 基本施策 2 生活基盤の整備充実

すべての住民が安全に安心して暮らすことができるよう、道路や公共施設等のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化を推進するとともに、配慮の必要なことが外見からわかりにくい人にとっても暮らしやすいまちづくりに努めます。

また、誰もが利用しやすい公共交通体系の構築に取り組みます。

- 【具体的な取り組み】 19. だれもが住みやすい生活環境の整備  
20. 安心して利用できる公共交通等の検討

### 基本施策 3 地域ぐるみの防災・防犯体制づくり

住民の防災活動等への積極的な参加を促進するため、一人ひとりの意識向上に向けて取り組むとともに、災害時に支援が必要な人への支援体制づくりを促進します。

日常生活の安全・安心の確保に向けて、個人の防犯意識・対策を高めるとともに、地域の防犯力の向上にも取り組みます。

- 【具体的な取り組み】 21. 防災意識の向上 22. 災害時の支援体制の構築  
23. 避難行動要支援者の支援体制の構築 24. 防犯対策の推進

## 第3次猪名川町地域福祉計画

### － 概要版 －

発行：令和2年（2020年）3月

編集：猪名川町 生活部 福祉課

〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11 番地の 1

電話 072-766-0001 FAX 072-766-8895

E-mail [fukushi@town.inagawa.lg.jp](mailto:fukushi@town.inagawa.lg.jp)

HP <https://www.town.inagawa.lg.jp/>



猪名川町マスコットキャラクター  
“いなぼう”